

志 賀 町

プレス発表資料 R 7 年 5 月 1 日 1 7 : 0 0 現在

—被害状況—

- ・人的被害 死 亡 2 0 人（うち災害関連死 1 8 人）
重傷者 1 9 人（義援金（重傷者）受給者）
軽傷者 9 7 人（うち、富来病院からの搬送者 4 6 人、程度不明含む）
合 計 1 3 6 人
- ・火災 発生なし
- ・水道 R 6 年 3 月 2 日（土）に全ての上水道区で通水が完了

—避難状況—

- ・避難所数及び避難人数（R 6 年 1 1 月 1 日現在）
指定避難所 R 6 年 1 0 月 1 8 日閉鎖
自主避難所 R 6 年 8 月 2 0 日閉鎖
福祉避難所 R 6 年 5 月 9 日閉鎖
感染症対策避難所 閉鎖
- ・1.5 次避難（石川県総合スポーツセンター、石川県産業展示館 2 号館、小松総合体育館）
R 6 年 8 月 2 1 日現在 避難済 0 人 R 6 年 9 月 3 0 日閉鎖
- ・2 次避難（旅館・ホテル等）
R 6 年 1 0 月 1 8 日現在 避難済 0 人
- ・避難指示 楚和・灯、入釜、鶴野屋、地保、切留区に対し、警戒レベル 4 避難指示を発令していたが、R 6 年 1 0 月 4 日（金）午後 5 時をもって、地震による避難指示を解除

—住民生活支援—

- ・罹災証明書等発行業務 本庁舎税務課で随時受付中
- ・給水所の開設 町内 1 箇所 R 6 年 1 2 月 2 7 日（金）閉鎖
富来活性化センター（R 6 年 3 月 1 6 日～R 6 年 1 2 月 2 7 日（金））
- ・賃貸型応急住宅窓口相談
※相談者数減のため、受付対応終了。今後は、担当窓口にてパンフ案内、フリーダイヤルなどで対応

・建設型応急仮設住宅

No.	住宅名称	場所	戸数	入居
1	とぎ第1団地	旧J Aとぎ駐車場	20	12
2	とぎ第2団地	富来ホッケー場	65	61
3	とぎ第3団地	富来湾漁協倉庫跡地	12	12
4	とぎ第4団地	旧富来小学校	76	<u>72</u>
5	しか第1団地	旧堀松保育園	21	21
6	とぎ第5団地	稗造公民館グラウンド	16	16
7	とぎ第6団地	富来支所横	28	28
8	とぎ第7団地	酒見ゲートボール場	16	16
9	とぎ第8団地	富来小学校運動場	98	<u>78</u>
10	しか第2団地	柴木運動公園	41	41
		合計	393	<u>357</u>

※建設型応急仮設住宅の受付（1次から3次募集まで終了）

・住宅の応急修理

受付期間の1年延長 R6年12月31日→R7年12月末まで延長

・住宅資金相談会

富来活性化センター 5月21日（水）

・住まいの再建相談受付窓口

R6年7月26日（金）～ R7年3月31日（月）（再延長予定）

フリーダイヤル開設（0120-123-688）

*土日祝日を除く、9：00～17：00

・震災住宅相談ボランティアダイヤル石川 受付窓口

建築士等による秘術的な相談 フリーダイヤル開設（0120-868-616）

*土日祝日を除く、10：00～15：00

・被災古民家の保存・活用について（石川県支援事業）

修繕費用や活用方法などの相談窓口をします。

令和7年5月1日（木）、7日（水）、15日（木）、22日（木）、29日（木）

場所：志賀町役場本庁舎、富来活性化センター

時間：午前10時から午後5時

・入浴支援

R 6 年 1 1 月 1 8 日（月）以降、無料入浴支援の対象は、輪島市、珠洲市に居住する方で

- ・入浴設備のない避難所等で生活している方
- ・断水や入浴設備の被災により入浴できない方

となり、対象施設は輪島市、珠洲市、能登町、穴水町、志賀町に所在する公衆浴場となります。志賀町民の方が入浴施設を利用する場合は、自己負担となります。

R 7 年 3 月 3 1 日をもって終了となりました。

・志賀町地域支え合いセンター（旧災害ボランティアセンター）

災害ボランティアの問い合わせ先：志賀町社会福祉協議会

☎090-7957-6653 受付時間 9：00～15：00（平日のみ）

活動は毎週金・土曜日の週 2 日

・災害ごみ仮置場

○富来野球場駐車場

開設時期 R 6 年 6 月 6 日（木）～当分の間 毎週日曜日・祝日休み

開設時間 9 時～16 時

※12 時～13 時は、昼休憩のため受入れ休止

※天候の状況や仮置き場の受け入れ能力を超えた場合は、受付を早めに終了する場合あり。

※「届出書」のほか、罹災証明書、身分証明書（運転免許証、マイナンバーカードなど）が必須

※車両は、乗用車または軽トラックに限る。2 t 以上のトラックは不可

○旧志賀中学校グラウンド ※閉鎖（公費解体専用の仮置場として運営中）

・公費による解体・撤去

受付・審査（事前予約制）

公費解体 時間：9 時～16 時（12 時～13 時を除く）

自費償還 時間：9 時～16 時（12 時～13 時を除く）

申請受付：R 7 年 6 月 3 0 日まで延長（R 6 年 1 月 1 日以後の契約が対象）

受付場所 志賀町役場 1 階大会議室、富来活性化センター中会議室

・被災者支援ワンストップ窓口（罹災証明、生活支援、住宅応急修理、仮設住宅、義援金申請、公費解体相談窓口・申請書類配布）毎週土、日曜日休み

令和 6 年能登半島地震で被害を受けた建物の罹災証明は R 6 年 1 2 月 2 7 日が申請期限（窓口）
（電子申請・郵送による申請は R 6 年 1 2 月 3 1 日（火））

・志賀町災害義援金

R 6 年 5 月下旬から支給開始

—その他—

- ・災害義援金

- (1) 義援金受付窓口 会計課（志賀町役場本庁舎1階）
- (2) 募金箱の設置 志賀町役場本庁舎会計課前

- ・なりわい再建支援補助金等相談窓口

相談者数減のため個別相談で対応

- ・コミュニティバス

※道路事情により、一部乗降できないバス停あり。

※コミュニティバスのしかばす（定時定路線）は、R7年4月1日より、「しかばす いーじー（予約制乗合交通）」に変わりました。